

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

議 会

○宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

ページ

○宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

議 会

○宮城県議会訓令第甲第一号

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県議会議長 畠 山 和 純

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成十六年宮城県議会訓令第甲第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令第甲第二号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県議会議長 畠 山 和 純

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令(第甲第八号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

様式第三号中

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得	
	短期譲渡所得	長期譲渡所得
株式等の事業・譲渡・雑所得		
先物取引の事業・雑所得		

を

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得	
	短期譲渡所得	長期譲渡所得
株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・雑所得		

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。